

(行政報告)

白岡市第6期障害者基本計画及び白岡市第7期障害福祉計画（案）
に対するパブリックコメントの実施について

健康福祉部

市では、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、障がいのある方々が住み慣れた地域で自立して安心して生活し、様々な活動にいきいきと参加できる地域社会の実現を目指すための基本的な障がい者施策を定める「白岡市第6期障害者基本計画」並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条及び児童福祉法第33条の20の規定に基づき、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保について定める「白岡市第7期障害福祉計画（障害児福祉計画を含む。）」の策定を進めているところでございます。

計画の策定に当たりましては、障がい者施策の更なる発展を目指し、アンケート調査や関係団体へのヒアリング結果から得られた現状分析、法制度等の変更点、策定懇話会における御意見等を踏まえ、計画案の作成を進めております。

計画案の作成後には、市民の皆様の御意見を伺うため、令和5年12月25日から令和6年1月25日までパブリックコメントを実施する予定でございませう。市民の皆様からいただいた御意見等を踏まえて計画案の修正を行い、策定懇話会の御意見をお伺いした上で、来年の3月議会定例会で「白岡市第6期障害者基本計画及び白岡市第7期障害福祉計画」について御報告させていただく予定でございませう。